

1 月の休日当番医

〔診療時間：9 時～ 17 時〕

※当番医が変更になる場合や、当番日に診療して
いない科もありますので、事前にお問い合わせ
の上受診してください。

当番日	休日当番医
1 日 ^⓪	小野寺整形外科医院 (整形外科・リハビリテーション科) 保原町上保原字寺前 2-7 ☎ 575-2001
2 日 [㊦]	北福島医療センター (内科・外科・消化器内科ほか) 伊達市箱崎字東 23-1 ☎ 551-0551
3 日 [㊧]	梁川病院 (総合診療科) 梁川町字東土橋 8 ☎ 577-2155
9 日 [㊦]	井上内科クリニック (内科・循環器内科・胃腸内科) 桑折町大字谷地字石塚 15 ☎ 581-2202
10 日 [㊧]	村上医院 (内科・外科・消化器内科ほか) 国見町大字藤田字北 11-1 ☎ 585-2152
16 日 [㊦]	大木内科医院 (内科・呼吸器内科・消化器内科ほか) 保原町字元町 4 ☎ 575-3343
23 日 [㊦]	大山クリニック (内科・消化器内科) 伊達市北後 13-1 ☎ 583-2136 伊藤皮膚科クリニック (皮膚科・アレルギー科) 伊達市岡前 20-1 ☎ 551-1121
30 日 [㊦]	おの整形外科クリニック (整形外科・内科・リハビリテーシ ョン科ほか) 梁川町字西土橋 120 ☎ 527-1055
福島県こども救急電話相談	
夜間の子どもの急な病気・けがの相談に、 医師や看護師が応じます。 相談時間：毎日 19 時～翌朝 8 時 ☎ 521-3790 (短縮ダイヤル # 8000)	

ケアマネジャーってどんな人？



ケアマネジャーは、利用者の希
望や心身の状態にあったサービス
が利用できるように、介護サービ
スの窓口役になります。

【ケアマネジャーの役割】

- ・ケアプランの作成
- ・介護サービス事業者との連絡調整
- ・介護サービスの評価とサービス
計画の練り直し など

地域包括支援センターってどんなところ？

高齢者の皆さんの相談に応じます

地域包括支援センターは、地域で暮ら
す皆さんを介護、福祉、健康、医療など
さまざまな面から総合的に支えるために
設けられており、地域の高齢者のさまざ
まな相談に対応する総合相談窓口です。

主任ケアマネジャーや保健師（または経験のある看護師）、社会福祉
士が常駐し、皆さんの相談に対応します。皆さんがいつまでも健やかに
住み慣れた地域で生活していけるよう、地域包括支援センターを積極的
にご利用ください。



▼お住まいの地域のセンターをご利用ください

名称	場所	電話番号
伊達地域包括支援センター	伊達ふれあいセンター内	☎ 551-2144
梁川地域包括支援センター	特別養護老人ホーム 「梁川ホーム」内	☎ 572-4872
保原地域包括支援センター	プライムケア桃花林 敷地内	☎ 574-4774
霊山・月舘地域包括支援センター	霊山総合福祉センター 「茶臼の里」内	☎ 586-1323
霊山・月舘地域包括支援センター 出張窓口	月舘保健福祉センター 「やまゆり」内	☎ 573-3113

介護保険の仕組みを知ろう

住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険は、住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けるための制度です。いざ介護が必要になったとき
のために、介護サービスを受けるための流れを知っておきましょう。

☎ 高齡福祉課介護保険係 ☎ 575-1299

要介護認定を受けるには？

① 申請 市役所で要介護認定を申請します。

② 調査～判定

訪問調査…訪問調査員が自宅などを訪問して心
身の状態を聞き取ります。

認定審査会（判定）…要介護度を決定するた
めの審査会を開催し、公平な審査・判定をします。
かかりつけ医が作成する主治医意見書なども参
考にしながら判定されます。

③ 認定 介護や支援が必要な度合に応じて
「要介護度」（要介護 1～5、または要支援 1・2）
が決まります。申請から約 1 カ月かかります。

※非該当の場合は？ 介護や支援が必要ないと
判断された場合は「非該当」となります。非該
当と認定された場合でも、基本チェックリスト
で日常生活に必要な機能が低下していると確認
できた場合は、介護予防・日常生活支援総合事
業（ホームヘルプ・デイサービス）を利用でき
ます。

ケアプランとは？

介護保険サービス等の利用についての方針を
定めた計画のことです。被介護者や家族の現状を
ケアマネジャーが確認し、「**どんなことで困って
いるか**」「**どのように暮らし
たいか**」などの具体的な希望
をもとに計画書を作ります。
その時々状況に応じて、プ
ランを見直ししながら、より良
い介護を目指すものです。



介護保険とは？
介護保険は、介護が必要
になった高齢者が自立
した日常生活を営むことがで
きるよう、社会全体で支える
仕組みです。
市が運営主体（保険者）と
なり、40 歳以上の皆さんが加
入者（被保険者）となります。
保険料を納め、介護が必要に
なったときに、費用の一部（所
得に応じ 1～3 割）を負担す
ることで介護保険サービスを

利用できます。（40～64 歳
の人は、介護保険の対象となる
指定の病気になる場合）
まず「**要介護認定**」の申請
介護サービスを利用する
ときは「**要介護認定**」
を受ける必要があります。申
請は高齢福祉課または各総合
支所にお越しください。
申請は本人や家族のほか、
居宅介護支援事業所や地域包
括支援センターに依頼するこ
ともできます。

サービスを利用するには
認定された要介護度
によって、サービス利用
の流れが異なります。
▼**要介護 1～5 の場合**
居宅介護支援事業所のケア
マネジャーと相談しながらケ
アプランを作成し、サービス
を利用します。
▼**要支援 1・2 の場合**
地域包括支援センターの職
員と相談しながら介護予防ケ
アプランを作成し、サービス
を利用します。